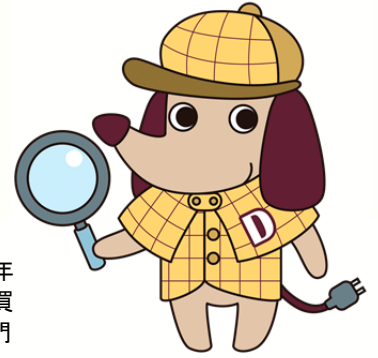


見える化通信



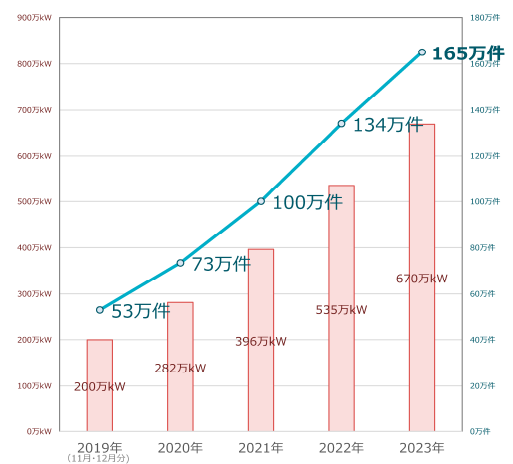
迫る2019年のFIT卒業 再生可能エネルギーの「FITからの自立」を

住宅用太陽光発電が転換期を迎えています。電力会社による買取制度が来年11月で導入から丸10年を迎え、電力会社は買取義務がなくなります。いわゆる「FIT卒業」を間近に控え、各家庭は新たに買取事業者を選ぶなど何らかの対応が必要となります。

電機連合 総合産業・社会政策部門

この「余剰電力買取制度」時代に導入された住宅用太陽光発電に対する買取義務が、2019年11月以降順次終了するのです。(注)その件数は11〜12月だけ

■図表1 FITを卒業する住宅用太陽光発電の推移



太陽光発電の買取期間が終了

政府は2009年11月に「余剰電力買取制度」を導入しました。全ての電力利用者から「太陽光発電促進付加金」を徴収し、これを原資に電力会社が太陽光の電力を買取することで、太陽光発電設備の普及を後押ししようとするものです。当初の買取価格は住宅用太陽光発電(10キロワット未満)で48円(1キロワットあたり)と、家庭向け平均電力単価の2倍を超える水準に設定されました。しかもこの買取価格は10年間保証されます。

その後、2011年の東日本大震災を経て、2012年7月に同制度は風力発電などの再生エネも含めた「固定価格買取制度(FIT)」に発展しました。

この「余剰電力買取制度」時代に導入された住宅用太陽光発電に対する買取義務が、2019年11月以降順次終了するのです。(注)その件数は11〜12月だけ

第一に、設置者は情報量や交渉力に劣る消費者であるため、FIT卒業業者がその事実を認知し、その後の使い方を積極的に選択するようにするための工夫が必要とされます。

第二に、すでにFIT卒業後の買取を表明する事業者や蓄電池等の営業販売を行う事業者が現れています。誰がターゲットであるか(どの世帯が、いつFIT卒業を迎えるか)が第三者からは特定できないため、現在買取を行っている事業者とそれ以外の間の競争上の公平性を確保する必要があります。そこで、政府は5つの方針をとりまとめて対応を急いでいます(図表2)。

FIT卒業後の対応

一般に太陽光パネルは20〜30年間発電し続けることが可能とされていることから、FIT卒業後も10〜20年は使い続けられます。そこで、設置者は①自家消費するか、②相対・自由契約で余剰電力を売買するかを選択することになりますが、大きく2つの課題が指摘されています。

で約53万件とされ、2023年までには約165万件、出力ベースで670万キロワットに達するとされています(図表1)。これは一般的な原発6〜7基分に相当します。

注:なお産業用太陽光発電(10キロワット以上)は2012年7月開始の固定価格買取制度の対象であり、買取保障期間は20年のため、FIT卒業は2032年7月以降となります。

■図表2 買取期間終了に向けた対応方針

①政府による広報	・情報提供サイトの設置、新聞及びウェブへの周知広告等
②地域との連携	・自治体等による特色ある取り組みと連携
③買取メニュー発表の時期 (大手電力会社のみ)	・年内に買取メニュー等の発表時期を公表 ・2019.4-6月末までに具体的な買取メニュー等を発表 ・契約締結の解禁は2019.4以降
④買取期間終了者への個別通知	・買取期間終了の6カ月前〜4カ月前に全ての買取事業者から個別に通知 ・大手電力会社の個別通知は、自社の買取メニューだけでなく中立的な記載と必ずセットにする
⑤契約・営業活動の制約 (大手電力会社のみ)	・買取期間終了後1回目の契約では、違約金等契約の解除を制限する条項は設けない

FITからの自立に向けた道筋を

再エネは「FITからの自立」へ向けた取り組みを加速させる時期にきています。今年7月に政府が決定した「第5次エネルギー基本計画」では、2050年に再エネの「経済的に自立し脱炭素化した主力電源化を目指す」としていますが、主力電源たるには「コスト競争力」と「長期安定性」が欠かせません。それを、これまでFITに頼ってきたため、その弊害が生まれています。

電力会社が買い取る費用は私たち家庭など電力の消費者から「賦課金」として集められますが、その額は6年ほどで10倍以上に膨らんでいます。「長期安定性」についても導入拡大を急ぐあまり、導入量の8割が太陽光に偏重したり、不適切な事業者の参入を許し地域社会とのトラブルを引き起こしています。

政府は、早急に「FITからの自立」へ向けた道筋を示す必要があります。